

知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂9版】をご購入いただいた皆様へ

第32回(2019年3月3日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂9版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第31回	平成30(2018)年11月18日(日)	平成30(2018)年5月1日
第32回	平成30(2018)年3月3日(日)	平成30(2018)年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

※本法改正は2018年11月18日(日)に実施される検定試験には適用されません。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成30(2018)年5月30日(平成30年5月30日法律第33号)
施行日	平成30(2018)年6月9日
参考	特許庁ホームページ 不正競争防止法等の一部を改正する法律 URL : https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

<アップロードホームページ>➡<受検対策>➡<読者サポートコーナー>➡<法改正情報>

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

該当箇所	変更前	変更後
P14 3 新しい発明である こと（新規性） 下から2行目	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その発明が公知となった日から 6カ月 以内に出願しなければなりません。さらに、…	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その発明が公知となった日から 1年 以内に出願しなければなりません。さらに、…
P60 3 意匠登録の要件 上から5行目	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その意匠が公知となった日から 6カ月 以内に出願しなければなりません。	新規性喪失の例外規定の適用を受けるには、その意匠が公知となった日から 1年 以内に出願しなければなりません。